

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十一条の規定により、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所中期計画に基づき、平成19年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献

(1) 国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進

特別支援教育のナショナルセンターとして推進する事業領域に係る研究については、中期計画の類型（特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究、教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際的な研究、国内外の障害のある子どもの教育に関する制度・システム等についての研究、障害のある子どもの教育内容・方法等に関する研究）に従って、戦略領域を計画的に重点化して取り組む。

これらの研究の推進に当たっては、次の事項に留意するものとする。

平成19年度年限の研究の成果の取りまとめを着実に行うとともに、平成20年度以降も継続する研究については、中間報告を実施するとともに、必要に応じ、研究計画の適切な見直しを進める。

また、ミッション遂行のために研究課題毎に最適な研究チームを編成しつつ、課題解決の必要に応じ、弾力的・機動的に対応する。

研究課題については、次のとおりとする。

イ 特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究

プロジェクト研究

- ・小・中学校における特別支援教育への理解と対応に向けた総合的研究（平成18年度～19年度）

課題別研究

- ・聾学校におけるコミュニケーション手段に関する研究 - 手話を用いた指導法と教材の検討を中心に - （平成18年度～19年度）

ロ 教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際的な研究

プロジェクト研究

- ・特別支援学校における自閉症の特性に応じた指導パッケージの開発研究 - 総合的アセスメント方法及びキーポイントとなる指導内容の特定を中心に - （平成18年度～19年度）
- ・発達障害のある子どもの早期からの総合的な支援に関する研究 - 発達段階に応じた

支援の在り方 - (平成18年度～19年度)

課題別研究

- ・盲学校等における視覚障害教育の専門性の向上と地域におけるセンター的機能を果たすための小・中学校等のニーズに対応した支援の在り方に関する実際的研究(平成18年度～19年度)
- ・難聴・言語障害児を地域で一貫して支援するための体制に関する実際的研究(平成18年度～19年度)
- ・肢体不自由のある子供の教育活動における「評価」及び「授業改善」に関する実際研究(平成18年度～19年度)

八 国内外の障害のある子どもの教育に関する制度・システム等についての調査研究 プロジェクト研究

- ・小・中学校における障害のある子どもへの「教育支援体制に関する在り方」及び「交流及び共同学習」の推進に関する実際研究(平成18年度～19年度)

課題別研究

- ・我が国の病気と子どもの教育の在り方に関する研究-病弱教育と学校保健の連携を視野に入れて(平成18年度～19年度)
- ・ICF児童青年期バージョンの教育施策への活用に関する開発的研究(平成18年度～19年度)

二 障害のある子どもの教育内容・方法等に関する調査研究

課題別研究

- ・知的障害者の確かな就労を実現するための指導内容・方法に関する研究 - 職業教育の視点から - (平成18年度～19年度)
- ・重複障害児のアセスメント研究 - 自立活動のコミュニケーションと環境の把握に焦点をあてて - (平成18年度～19年度)
- ・通常の学級で学習する障害のある子どもの日本語の音韻・音節の認識に関する研究
- 書き言葉において間違いやすい日本語の特殊音節の特性の分析と指導方法の開発
- (平成18年度～19年度)

ホ 平成19年度新規の研究については、都道府県教育委員会、特別支援教育センター、校長会等に対してのニーズ調査を実施し、決定する。

その他、各部の所掌業務に深く関わる課題については、各部に業務部門を中心としたチームを編成し、次の研究を実施する。

- 1) 国内外における特別支援教育の研究・施策の動向とその評価に関する基礎資料の収集と分析
- 2) 特別支援教育に関する基本データ収集に係る調査研究
- 3) 障害のある子どもの教育における情報手段活用についての知識・技能の効果的な普及方策に関する実際研究
- 4) 日本人学校及び補習授業校における特別支援教育の推進状況に関する調査研究

特任研究員制度の導入

以下のプロジェクト研究及び課題別研究において、任期を定めた特任研究員制度を導入する。

- 1) プロジェクト研究「特別支援学校における自閉症の特性に応じた指導パッケージの開発研究 - 総合的アセスメント方法及びキーポイントとなる指導内容の特定を中心に - 」
- 2) 課題別研究「我が国の病気と子どもの教育の在り方に関する研究 - 病弱教育と学校保健の連係を視野に入れて - 」

(2) 評価システムの確立による研究の質的向上

研究の事前評価として、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、校長会等に対して教育現場のニーズ調査を実施する。

研究の中間及び終了後における内部評価及び外部評価を実施する。

プロジェクト研究と課題別研究についてのフォーラムを平成20年度からWebサイト上で運用するために、教育現場や研究者からタイムリーに意見や情報収集を行うシステム構築を行う。

評価システムの見直しを進めるとともに、アウトカム評価のための調査を全国特別支援教育センター協議会加盟機関を対象に試験的に実施し、研究エフォート調査結果と合わせて評価方法の検討を進める。

(3) 大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による総合的な研究の推進

次のとおり、関係機関との連携を強化する。

- イ 研究協力者及び研究協力機関と連携するとともに、適宜、研究協議会を実施する。
 - ロ プロジェクト研究及び課題別研究において、研究パートナーを広く募集し、研究を推進する。(プロジェクト研究及び課題別研究の全研究課題の30%以上で実施)
- 次のとおり、研究機関と協力し、基礎的研究との有機的な連携を図る。
- イ 大学等の研究機関等との共同研究を推進する。
 - ロ 特任研究員制度の導入により大学等の研究機関との連携を推進する。
 - ハ 筑波大学附属久里浜特別支援学校との相互協力を一層推進する。

(4) 研究成果の普及促進等

プロジェクト研究、課題別研究等の成果及び国内外の特別支援教育動向の調査・分析等を進め、それに基づいて文部科学省等の行政施策の企画立案・実施に寄与する。

次のとおり、国立特別支援教育総合研究所セミナー、 を開催する。

その際、参加者定員の90%以上の充足率を確保するとともに、参加者85%以上の満足度を確保する。

また、セミナーの実施・改善のためのフィードバック機能を強化する。

イ セミナー

特別支援教育研究の動向や最新研究成果の普及や今日的課題、今後進むべき方向を探るため、研究発表や参加者との研究協議等を実施する。

実施時期：平成20年1月24日(木)～25日(金)

ロ セミナー

研究所が実施するプロジェクト研究等の成果発表及び研究協議を実施する。

実施時期：平成20年2月19日(火)

なお、セミナーの実施・改善のためのフィードバック機能を強化する。

次のとおり、研究成果のアウトプットとして、報告書の刊行等を行う。

イ 研究紀要第35巻を刊行する。

ロ 平成19年度終了研究課題の研究成果報告書を刊行、必要に応じて、研究中間報告書を刊行する。

ハ ガイドブック、マニュアル等を刊行する。

ニ 教材・教具を試作した場合には公開する。

次のとおり、研究成果を発表する。

イ 研究成果を学会等で年間100件以上発表する。

ロ 発表した研究成果は、教育現場等で活用しやすい形にデータベース化し、Webサイトで公開する。

都道府県等における研究会・研修会への講師の派遣等を実施する。

情報通信技術の活用による研究成果の情報提供を行う。

大学等で実施される専門性の向上研修に協力する。

2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成

(1) 都道府県等の特別支援教育政策等の推進に寄与する専門性の向上

特別支援教育研究研修員制度の実施

長期研修(特殊教育指導者養成研修)を廃止し、新たに、研究所の「プロジェクト研究」や「課題別研究」に直接参画する「特別支援教育研究研修員制度」を実施する。

実施期間：平成19年4月16日～平成20年3月14日

受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了1年後を目途として、研修成果の還元内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均80%以上から研修を効果的に活用できている等のプラス評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修内容・方法を改善する。

研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるよう必要な措置を検討する。

(2) 各障害種別に対応する指導者の専門性の向上

各都道府県等の障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、講義・演習・研究協議等を通して、その専門性と指導性の向上を図り、各都道府県等の教育実践の充実を図

るための特別支援教育専門研修を実施する。

（第1期）視覚障害、聴覚障害、言語障害、自閉症・情緒障害教育の4コース

募集人員：100名

実施期間：平成19年5月7日～平成19年7月6日

（第2期）知的障害、肢体不自由・病弱教育の2コース

募集人員：100名

実施期間：平成20年1月9日～平成20年3月13日

特別支援教育専門研修の内容について、研究成果等の普及等を目的とした専門的かつ技術的な内容や研究協議等の演習形式を多く取り入れたプログラムとなるよう、検討を進める（検討の結果については、次年度に反映）。

受講者が受講した内容を実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう修了後アンケート等をもとに次年度に向けたカリキュラム等の見直しを進める。

受講者に対して、修了直後に、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、次年度の研修の内容・方法等を改善する。また、修了後1年後を目途として研修の内容・方法等に係るアンケート調査を実施する。

受講者の任命権者である教育委員会等を対象に、研修成果の還元内容・方法等に係るアンケート調査を実施する。

研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が85%を下回った場合には、次年度の研修の受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

「特別支援教育専門研修」において、特別支援教育概論について、事前の講義配信の受講を実施する。

（3）国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成

国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成を図るため、専門的かつ技術的な研修を次のとおり実施する。

特別支援教育政策上重要性の高い研修の実施（募集人員：160名）

- ・交流及び共同学習推進指導者研修（2日間）

実施期間：平成19年10月4日～平成19年10月5日

- ・特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会（3日間）

実施期間：平成19年9月26日～平成19年9月28日

特別支援教育に係る教育現場等の喫緊の課題に対応した研修の実施（募集人員：100名）

- ・LD・ADHD・高機能自閉症指導者研修（4週間）

実施期間：平成19年10月15日～平成19年11月9日

- ・自閉症教育推進指導者研修（2週間）

実施期間：平成19年11月19日～平成19年11月30日

地方公共団体においては単独で実施することが困難な研修の実施（募集人員：150名）

- ・情報手段活用による教育的支援指導者研修（2週間）

実施期間：平成19年9月3日～平成19年9月14日

- ・特別支援学校寄宿舎指導員指導者講習会（2日間）

実施期間：平成19年7月26日～平成19年7月27日

地方公共団体における同種の研修の実施実態把握を踏まえ、研修の必要性、研修内容等に係る見直しを進める。

研修毎に、受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後に、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、次年度の研修の内容・方法等を改善する。また、修了後1年後を目途として研修の内容・方法等に係るアンケート調査を実施する。

受講者の任命権者である教育委員会等を対象に、研修成果の還元内容・方法等に係るアンケート調査を実施する。

研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が85%を下回った場合には、次年度の受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

文部科学省「特別支援学校教員専門性向上事業」への協力

文部科学省が実施する「特別支援学校教員専門性向上事業」について、全国連絡協議会に必要な協力を行う。

（4）情報通信技術を活用した研修コンテンツの提供

各都道府県等において、障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図るため、研究所の行う基礎的な科目に係る研修講義を利便かつ円滑に視聴できるよう研修講義のインターネット等による全国配信を引き続き実施する。

講義配信登録機関に対するアンケート調査を実施し、内容・利便性等の改善を図る。

配信講義コンテンツの整備計画を踏まえ、配信講義コンテンツの体系的な試行整備を、順次行う。

3 特別支援教育のナショナルセンターとして担うべき教育相談活動の実施による各都道府県等の教育相談機能の質的向上

（1）特別支援教育のナショナルセンターとして担うべき個別の教育相談の実施

平成17年度末における保護者等からの個別の教育相談事例の8割以上について、終了又は各都道府県の特別支援教育センター等の教育相談実施機関に引き継ぎを完了する。

教育相談を次の三つの内容に限定して実施する。

イ 臨床的研究のフィールドとして必要な教育相談

ロ 発生頻度の低い障害等の各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談

ハ 国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談

・学校の夏休み期間中を利用した集中教育相談の実施

・ICTを活用した日本人学校との協議会の実施
の教育相談の実施に当たっては、満足度アンケートを実施し、80%以上の満足度を確保する。

(2) 各都道府県等における教育相談機能の質的向上に対する支援

教育相談実施機関の自己解決力の向上を推進

イ 環境全般に渡る総合的なアセスメントや教育相談に関するコンサルテーションを試行する。

ロ イのアセスメントやコンサルテーションを評価するため、有用度アンケートを実施し、80%以上からプラスの評価を確保する。

各都道府県等における教育相談機能等の質の向上に貢献

イ 次のとおり、教育相談やコンサルテーション事例等を蓄積したデータベース構築のための準備を進める。

a 蓄積事例をもとにしたデータベースの試作を行う。

b 全国の相談実施機関等から情報収集するための方策を検討する。

ロ 教育相談実施機関情報の改訂を行う。

ハ 教育相談年報第28号を刊行する。

(3) 臨床的研究を踏まえた教育相談に関する研究の推進

各都道府県の特別支援教育センター等の教育相談機関や関係の大学等と共同し、各地域において質の高い一貫した教育相談を実施するための方法・体制づくりの研究、総合的なアセスメント等に関する研究、発達障害や発生頻度の低い障害への相談支援に関する研究を実施する。

イ 調査研究

・海外在住邦人等への教育相談支援のため、日本人学校、補習授業校、幼児教育施設の実態を調査する。

「海外日本人学校・補習授業校・幼児教育施設での教育相談支援に関する実態調査

(平成19年～20年度)」

ロ 共同研究

・地域における障害のある子どもの総合的な教育的支援体制の構築に関する実際的な研究〔横須賀市・神奈川県立保健福祉大学との共同研究〕を19年度まで継続する。
総合的なアセスメント及びコンサルテーション等に関する研究を継続する。

4 特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上に必要な知識等を提供

特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育に係る総合的な情報を提供し、閲覧や貸出等のニーズに対応する。

イ 大学における研究成果も含めた特別支援教育に関する国内外の図書・資料等(とりわけ実践研究の論文・資料)を収集・蓄積し、購入・製本により年間600冊を目途

に増加させる。

ロ 利用者に対して、特別支援教育に係る情報を入手できたかどうかアンケート調査を行い、85%以上の満足度を確保する。

ハ 特別支援教育に関する基礎的情報や研究所の研究成果等の普及を図るため、研究所の公開を実施する。

研究所の所有する特別支援教育関係文献目録、特別支援教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録に関する情報のデータベース化、研究所Webサイトを通じた利用体制を構築する。

イ データベース登録件数を年間6,000件を目途に増加させる。

ロ データベースアクセス件数を年間500,000件確保する。

研究所のプロジェクト研究・課題別研究等の研究成果報告書及び刊行物については、Webサイトから閲覧できるよう措置する。

特別支援教育に関する最新の動向や研究成果の普及を図るため、引き続き、メールマガジン購読希望者をWebサイトより募集するとともに、メールマガジンを配信する。

5 諸外国の研究機関との連携・協力、交流の推進及びアジア諸国における特別支援教育の発展・充実に向けた国際貢献

(1) 諸外国の研究機関との連携・協力、交流の推進による特別支援教育の国際的な情報発信センター機能の充実

海外の障害のある子どもの教育に関する制度等の国際比較研究を推進する。

イ 平成19年度において、海外調査協力員制度を実施する。

ロ 諸外国の情報を収集・分析する。

研究員の国際学会への参加発表のため10名以上の研究員を派遣する。

アジア・太平洋の国々との情報交流の拠点としての機能の整備を進める。

イ アジア・太平洋の国々との情報交流の拠点としての機能の整備を進める。

ロ アジア・太平洋特別支援教育国際セミナー参加国の情報を収集・発信する。

ハ 我が国の特別支援教育の取組や研究成果を国外に対し紹介する。

研究所の研究成果を広く海外に紹介するためのニュースレター（英文）を年1回以上発行する。

アジア・太平洋地域の特別支援教育の発展に資するため、次のとおり、特別支援教育ジャーナル等を刊行する。

イ アジア・太平洋特別支援教育国際セミナー参加国の特別支援教育施策等を掲載する「特別支援教育ジャーナル」の刊行

ロ 研究所研究員の海外事情調査等を取りまとめた「世界の特別支援教育」の発行

ハ 研究所の英文紀要「NISE Bulletin」の発行

(2) 特別支援教育の発展・充実に向けた国際貢献の推進

第27回アジア・太平洋特別支援教育国際セミナーを開催する。

開催時期：平成19年12月上旬予定

諸外国における特別支援教育の発展を支援するとともに、政府の要請に応じ、国際会議等へ研究員を派遣する。

交流協定に基づく外国人研究者との研究交流、外国人研究者の招聘等による研究交流を実施する。

イ 日韓特別支援教育セミナーを開催する。

・第8回（韓国国立特殊教育院主催）

開催時期：未定

ロ 年間20名以上の外国人研究者を受け入れる。

日本・マレーシア経済連携協定（平成18年7月13日発効）に基づき、独立行政法人国際協力機構（JICA）との連携の下、日本・マレーシア経済連携研修を研究所において実施する。

（第1期）実施期間：平成19年6月4日～平成19年6月29日

対象：知的障害2名、肢体不自由2名、ICT2名

（第2期）実施期間：平成19年11月5日～平成19年11月30日

対象：視覚障害2名、聴覚障害1名

業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

（1）下記により、対前年度比で一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図る。

研究課題の精選を行うとともに、全ての研究課題に実施年限（原則2年）を設けることにより予算の重点化とコストの削減を行う。

共同研究者等を全国から公募する「研究パートナー制度」を活用し、お互いの持つ研究資源の共有による質の高い研究を推進する。

教育相談について各都道府県等へのコンサルテーションを通して、各都道府県の教育相談能力の向上に寄与する事業を推進する。

研究所のWebサイトの充実により、刊行物の電子化を図り報告書等の発行経費の削減を行う。

研究所内のLANを活用したイントラネットにより、各種事務手続きのペーパーレス化を推進する。

職員への省エネルギー対策に関する周知を行い、冷暖房温度の設定やピークカットの実施等を行う。また、特別支援教育情報センター空気調和設備の更新に伴い省エネルギー型空調機を導入し光熱水料等の削減を行う。

原則は一般競争契約であることを踏まえ、随意契約が可能な基準額を引き下げ、一般競争をより一層推進する。

（2）事務手続きの簡素化の推進により、業務量の削減を図る。

（3）「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、対前年度比で 1 .

0%以上の人件費の削減を行う。

(4) 国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

予算、収支計画及び資金計画

(1) 平成19年度予算

収入	1,269,672千円
運営費交付金	1,206,667千円
施設整備費補助金	57,802千円
雑収入	5,203千円
支出	1,269,672千円
運営費事業	1,211,870千円
人件費	847,267千円
業務経費	364,603千円
施設整備費補助金事業	57,802千円

(2) 平成19年度収支計画

費用の部	1,211,870千円
収益の部	1,211,870千円

(3) 平成19年度資金計画

資金支出	1,269,672千円
・業務活動による支出	1,211,870千円
・投資活動による支出	57,802千円
資金収入	1,269,672千円
・業務活動による収入	1,211,870千円
・投資活動による収入	57,802千円

外部資金導入の推進

科学研究費補助金等の申請

会計処理システムによる財務管理や会計処理の実施

会計処理システムによる財務管理及び会計処理方法の簡素化の実施

剰余金の使途

研究経費に充当

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携

国として、喫緊かつ重大な課題である特別支援学校等における自閉症の教育研究に資するため、筑波大学の基礎研究と本研究所の実際的な研究との密接な協力を一層推進する。

自閉症に関するプロジェクト研究における連携・協力

自閉症教育推進指導者研修等開催に係る連携・協力

(2) 施設・設備に関する計画

施設設備の整備

- ・特別支援教育情報センター空気調和設備更新等

特別支援教育に関する基礎的情報や研究所の研究成果等の普及を図るため、研究所の公開を実施〔再掲〕

(3) 人事に関する計画

特任研究員の委嘱

研究職員及び事務系職員の人事交流の実施